

(日本語訳)

国際司法裁判所

プレスリリース (非公式)

No.2014/18

2014年4月25日

マーシャル諸島共和国が、9ヶ国をそれぞれ相手取り核軍備競争の早期停止と核軍縮に関する義務を果たしていないとして提訴

ハーグ、2014年4月25日。マーシャル諸島共和国政府は9ヶ国（アルファベット順で中国、朝鮮民主主義人民共和国、フランス、インド、イスラエル、パキスタン、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国〔イギリス〕、アメリカ合衆国）を相手取り、これら諸国が核軍備競争の早期の停止と核軍縮に関する義務を果たしていないとしてそれぞれ別個の請求訴状を昨日同時に当裁判所の書記局に提出した。

9つの請求訴状は全て同一事項に関するものであるが、マーシャル諸島共和国は（裁判所規程第36条2項により）裁判所の強制管轄権を認めている3ヶ国（インド、パキスタンおよびイギリス）と、そうでない国とを区別している。

この2つのグループそれぞれの中でさらに、マーシャル諸島は、核兵器不拡散条約（以下「NPT」という）を現在批准している国とそうでない国とを区別している。マーシャル諸島は自国が1995年1月30日に同条約に加入したことを想起している。

A. 原告が援用する当裁判所の管轄権の基礎

1. インド、パキスタンおよびイギリスについて

インド、パキスタンおよびイギリスに対する請求訴状によると、原告は当裁判所の管轄権の基礎として、裁判所の強制管轄権受諾宣言に言及する規程第36条2項を援用している。同項に基づき、マーシャル諸島（2013年4月24日）、インド（1974年9月18日）、パキスタン（1960年9月13日）およびイギリス（2004年7月5日）はそれぞれ強制管轄権受諾宣言を出している。

裁判所規則第38条4項に従い、マーシャル諸島の請求訴状はインド、パキスタンおよびイギリスの各政府に送付された。同項の規定では「裁判所書記は、請求訴状の認証謄本1通を相手当事国に直ちに送付する」とある。

各事件は総件名簿に記載される。

マーシャル諸島のこれら3ヶ国に対する請求訴状の全文はまもなくICJのウェブサイト

で閲覧可能となる (www.icj-cij.org の “Cases”/“Pending Cases”の項目)。上述の ICJ の強制管轄権受諾宣言全文もオンラインで閲覧可能である (“Jurisdiction”の項目)。

2. その他 6 ヶ国について

残りの 6 ヶ国 (中国、朝鮮民主主義人民共和国、フランス、イスラエル、ロシア連邦およびアメリカ合衆国) についてマーシャル諸島共和国は、裁判所規則第 38 条 5 項により、当裁判所の管轄権の基礎を当事国の同意に置こうとしている。同項の規定は以下の通りである。

「請求国が、裁判所の管轄権を請求の相手国がまだ与えていないかまたは表明していない同意に置こうとする場合には、その請求訴状は、当該国に送付されるものとする。ただし、請求の相手国が当該事件のために裁判所の管轄権に同意するまでは、総件名簿に記載してはならず、手続上いかなる措置もとってはならない。」

裁判所規則第 38 条 5 項に従い、マーシャル諸島の請求訴状は上記 6 ヶ国の政府に送付された。裁判所の管轄権について同意が得られるまではいずれの事件も総件名簿には記載されない。〔したがって、ICJ のウェブからの閲覧はできない。〕

B. 原告の請求

1. 本日マーシャル諸島共和国により手続きが開始された 3 件のうち、1 件は NPT 当事国 (イギリス) に関係している。残りの 2 件は NPT 非当事国 (インドおよびパキスタン) に関係している。

イギリスについて、マーシャル諸島共和国は NPT 第 6 条違反を援用している。同条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と定めている。マーシャル諸島共和国の主張によれば、「被告は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置についての誠実な交渉を積極的に行わないことにより、〔NPT〕及び国際慣習法上の義務を誠実に履行するという法的義務に違反したのであり、かつ違反し続けている」。原告はさらに、とりわけ交渉開始を求める国連総会諸決議に反対していること、核軍備競争の早期停止について「消極的かつ妨害的な」行動をとっていること、および今後何十年も核兵器に依存し続ける意思を繰り返し表明していることについて、イギリスを追及している。

さらに、原告は、イギリスが NPT 第 6 条及び国際慣習法上の義務に従うために必要なすべての措置を判決から 1 年以内に講じるよう命令する判決を当裁判所に求めている。その措置の中には、厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に関する条約の締結に向けた誠実な交渉を、必要な場合には交渉を提起することによって、遂行する

ことが含まれている。

インドおよびパキスタンについて、マーシャル諸島共和国は、「NPT 第 6 条に規定されている義務は単なる条約上の義務であるだけでなく、国際慣習法上も別個に存在し」、「国際慣習法の問題としてすべての国家に適用される」とする。そして「(インドとパキスタンは)核軍縮の義務および核軍備競争の早期停止の義務にあからさまに矛盾する行動に従事することにより、国際慣習法上の義務を誠実に履行するという法的義務に違反したのであり、かつ違反し続けている」と主張している。原告は、とりわけ核戦力の量的拡大と質的増強という核軍縮の目的と相矛盾する一連の行動に従事していること、全面的な核軍備競争を行っていること、他の核兵器保有国に同様の行為を促しかつ非核兵器国にその非核態勢の再考を潜在的に推奨していること、並びに今後何十年にもわたり核兵器に依存する意思を表明していることについて、インドおよびパキスタンを追及している。

さらに、原告は、被告らが核軍備競争の早期停止および核軍縮に関する国際慣習法上の義務に従うために必要なすべての措置を判決から 1 年以内に講じるよう命令する判決を当裁判所に求めている。その中には、厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に関する条約の締結に向けた誠実な交渉を、必要な場合には交渉を提起することによって、遂行することが含まれている。

2. マーシャル諸島が裁判所規則第 38 条 5 項に従った当裁判所の管轄権受諾を求めている 6 ヶ国について、

NPT 当事国（中国、フランス、ロシア連邦、アメリカ合衆国）に関するマーシャル諸島共和国の主張は、イギリスに対する請求と同様である。

NPT 非当事国（朝鮮民主主義人民共和国、イスラエル）に関するマーシャル諸島共和国の主張は、インドおよびパキスタンに対する請求と同様である。

注：当裁判所のプレスリリースは専ら情報提供目的で書記局が作成するものであり、公式文書ではない。

(訳：井上八香／山田寿則)

※ なお、〔 〕は訳者による